

2024年日本レース選手権規定の制定

※下線部：変更箇所

2024年規定	2023年規定
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 目的</p> <p>一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、<u>2024年</u>（以下「当該年」という。）のレース競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本レース選手権規定を制定する。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>第3条 選手権の構成</p> <p>1. 全日本選手権 全日本選手権は、次の2部門で構成される。</p> <p>1) （略）</p> <p>2) 全日本スーパーフォーミュラ・ライセンス選手権（以下「SFL」という。） ドライバーおよびチームに選手権を与える。</p> <p>2. 地方選手権 地方選手権は、次の5部門で構成される。1)、3) および5) は、ドライバーに選手権を与える。2) および4) は、ドライバーおよびチームに選手権を与える。</p> <p>1) （略）</p> <p>2) FIA-フォーミュラ4地方選手権（以下「FIA-F4」という。） <u>FIA-F4は、次の2クラスに区分される。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(1) チャンピオンクラス</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(2) インディペンデントクラス</u></p> <p>なお、<u>FIAライセンス協定に基づきJAFが認めたプロモーターまたはオーガナイザーにより、夫々のクラスに特定の制限を加えるこ</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 目的</p> <p>一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、<u>2023年</u>（以下「当該年」という。）のレース競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本レース選手権規定を制定する。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>第3条 選手権の構成</p> <p>1. 全日本選手権 全日本選手権は、次の2部門で構成される。</p> <p>1) （略）</p> <p>2) 全日本スーパーフォーミュラ・ライセンス選手権（以下「SFL」という。） ドライバー、<u>チームおよびエンジンチューナー</u>に選手権を与える。</p> <p>2. 地方選手権 地方選手権は、次の5部門で構成される。1)、3) および5) は、ドライバーに選手権を与える。2) および4) は、ドライバーおよびチームに選手権を与える。</p> <p>1) （略）</p> <p>2) FIA-フォーミュラ4地方選手権（以下「FIA-F4」という。）</p>

とができる。ただし、設定されたクラス区分は当該年中に変更することは許されない。

3) ~ 5) (略)

第4条 レースの走行距離

1. 選手権レースの最長走行距離および最短走行距離は次の通りとし、レース毎に競技会特別規則書でレース距離（以下「当初のレース距離」という。）を定める。

区 分	部 門	1 ヒートの競技		2 ヒート以上の競技		
				1 ヒートの距離		合 計
		最 短	最 長	最 短	最 長	最 長
全日本選手権	SF	110km	300km	75km	180km	300km
	SFL	65km	100km	65km	75km	150km
地 方選手権	F-Be	30km	100km	45km	75km	150km
	FIA-F4	30km	30分 又は 100km	—	—	—
	S-FJ	30km	100km	25km	75km	150km
	FORMULA REGIONAL	—	30分*	—	—	—
	ツーリングカー	30km	300km	—	—	—

* レース距離は特別規則に明示される

2. (略)

第5条 選手権レースの成立

3) ~ 5) (略)

第4条 レースの走行距離

1. 選手権レースの最長走行距離および最短走行距離は次の通りとし、レース毎に競技会特別規則書でレース距離（以下「当初のレース距離」という。）を定める。

区 分	部 門	1 ヒートの競技		2 ヒート以上の競技		
				1 ヒートの距離		合 計
		最 短	最 長	最 短	最 長	最 長
全日本選手権	SF	110km	300km	75km	180km	300km
	SFL	65km	100km	65km	75km	150km
地 方選手権	F-Be	30km	100km	45km	75km	150km
	FIA-F4	30km	30分 又は 100km	—	—	—
	S-FJ	30km	100km	25km	75km	150km
	FORMULA REGIONAL	—	35分*	—	—	—
	ツーリングカー	30km	300km	—	—	—

* レース距離は特別規則に明示される

2. (略)

第5条 選手権レースの成立

1. (略)
2. 各部門のレースは、5台以上の車両がスタートしなければ成立せず、選手権得点は与えられない。
F I A - F 4およびツーリングカー地方選手権は、当該クラスが5台以上の車両がスタートしなければ成立せず、選手権得点は与えられない。
3. ~ 4. (略)

第6条~第14条 (略)

第2章 全日本選手権

第15条 (略)

第16条 ドライバーの参加資格

1. S F
国際競技運転者許可証B以上の所持者とする。
2. S F L
限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上の所持者とする。
国際格式競技の場合は、国際競技運転者許可証B以上の所持者とする。
ただし、次のいずれかに該当する者は参加できない。
 - 1) 当該選手権統一規則に定める当連盟への公式登録申請時にF I Aスーパーライセンスを所持している者。
 - 2) 2023年のF I A - F 2またはS Fにおいて、シリーズランキング上位6位までの者。

第17条 (略)

第3章 地方選手権

第18条 (略)

第19条 ドライバーの参加資格

1. (略)
2. 各部門のレースは、5台以上の車両がスタートしなければ成立せず、選手権得点は与えられない。
ツーリングカー地方選手権は、当該クラスが5台以上の車両がスタートしなければ成立せず、選手権得点は与えられない。
3. ~ 4. (略)

第6条~第14条 (略)

第2章 全日本選手権

第15条 (略)

第16条 ドライバーの参加資格

1. S F
国際競技運転者許可証B以上の所持者が参加できる。
2. S F L
限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上の所持者とする。
国際格式競技の場合は、国際競技運転者許可証B以上の所持者とする。
ただし、次のいずれかに該当する者は参加できない。
 - 1) 当該選手権統一規則に定める当連盟への公式登録申請時にF I Aスーパーライセンスを所持している者。
 - 2) 2022年のF 2またはS Fにおいて、シリーズランキング上位6位までの者。

第17条 (略)

第3章 地方選手権

第18条 (略)

第19条 ドライバーの参加資格

1. (略)

2. FIA-F4

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、次のいずれかの条件を満たすものが参加できる。

- 1) 過去3年間においてレース出場実績が3回以上。
- 2) 過去3年間においてレース出場実績が2回以上で、かつレースを目的として製作されたフォーミュラ車両にてJAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が4時間以上あってその証明を有すること。
- 3) 過去3年間においてレースの出場実績が1回で、かつレースを目的として製作されたフォーミュラ車両にてJAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が6時間以上あり、その証明を有すること。
- 4) レースを目的として製作されたフォーミュラ車両にてJAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が9時間以上あり、その証明を有すること。

2)～4)のスポーツ走行の経験時間については参戦年での経験時間を含んでよい。

ただし、インディペンデントクラスの参加者を除き、2021年～2023年にFIA-F2、SF、FIA-F3/F3、SFL、FORMULA REGIONALのいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。

5) 第3条2. 2) (2)のインディペンデントクラスの参加者は上記

1)～4)に加え、該プロモーターへの公式参加登録時に次のいずれかの条件を満たしインディペンデントクラスへ登録申請した者とする。なお、年度途中でのクラスの変更は、認められない。

(1) 参戦年において満40歳以上のもの。同年に満40歳に達するものを含む。

(2) 参戦年において満35歳以上で、満35歳以降に初めて国内競技運転者許可証Aを取得したもの。同年に満35歳に達するものを含む。

3. S-FJ

1. (略)

2. FIA-F4

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、次のいずれかの条件を満たすものが参加できる。

- 1) 過去3年間においてレース出場実績が3回以上。
- 2) 過去3年間においてレース出場実績が2回以上で、かつレースを目的として製作されたフォーミュラ車両にてJAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が4時間以上あってその証明を有すること。
- 3) 過去3年間においてレースの出場実績が1回で、かつレースを目的として製作されたフォーミュラ車両にてJAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が6時間以上あり、その証明を有すること。
- 4) レースを目的として製作されたフォーミュラ車両にてJAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が9時間以上あり、その証明を有すること。

2)～4)のスポーツ走行の経験時間については参戦年での経験時間を含んでよい。

ただし、満40歳以上の者を除き、2020年～2022年にFIA-F2、SF、FIA-F3/F3、SFL、FORMULA REGIONALのいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。

3. S-FJ

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、上記1. 1)～4)に定めるいずれかの条件を満たす者が参加できる。

ただし、2021年～2023年にFIA-F2、SF、FIA-F3/F3、SFL、FORMULA REGIONALのいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。

4.～5. (略)

第20条～第21条 (略)

第22条 本規則の施行

本規則は、2024年1月1日より施行する。

以上

限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、上記1. 1)～4)に定めるいずれかの条件を満たす者が参加できる。

ただし、2020年～2022年にF2、SF、F3、SFL、FORMULA REGIONALのいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。

4.～5. (略)

第20条～第21条 (略)

第22条 本規則の施行

本規則は、2023年6月1日より施行する。

以上